

INDIA

アジアビジネス法ガイド  
インド編

第14版



アジアビジネス法ガイド  
インド編  
【第14版】

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU



NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

# Contents

<b>I</b>	<b>インドの基本情報</b>	<b>8</b>
<b>II</b>	<b>インドへの投資</b>	<b>10</b>
<b>1</b>	外国直接投資	12
	(1) 概要	12
	(2) インド非居住者による投資が禁止される活動	12
	(3) 政府承認ルート	13
	(4) 自動承認ルート	14
	(5) 投資の上限	14
<b>2</b>	外国ポートフォリオ投資	15
	(1) 概要	15
	(2) 外国ポートフォリオ投資家	16
<b>3</b>	外国ベンチャーキャピタル投資家	17
<b>4</b>	投資ヴィークル	17
<b>5</b>	インド準備銀行の承認	18
<b>6</b>	発行・譲渡価格規制	19
<b>7</b>	拠点の設立	20
	(1) 駐在員事務所・支店	20
	(2) プロジェクト・オフィス	21
	(3) 法人	21
<b>8</b>	産業ライセンス	21
<b>9</b>	特別経済区域及びその他の優遇措置	22
	(1) 特別経済区域	22
	(2) その他の優遇措置	22
<b>10</b>	国家製造業政策	22

<b>III</b>	<b>会社の設立・運営</b>	<b>23</b>
<b>1</b>	2013年会社法	23
<b>2</b>	会社の種類	23
<b>3</b>	公開会社及び非公開会社	23
	(1) 非公開会社	24
	(2) 公開会社	24
<b>4</b>	設立書類	25
	(1) 基本定款の内容	25
	(2) 付属定款の内容	25
<b>5</b>	会社の機関	26
	(1) 取締役会	26
	(2) 取締役	26
	(3) 幹部経営者	31
	(4) 会社秘書役	31
	(5) 監査人	31
	(6) 各種委員会	33
<b>6</b>	株主総会	36
	(1) 開催頻度	36
	(2) 決議事項	36
	(3) 招集手続	37
	(4) 定足数	37
	(5) 日時及び場所	37
	(6) 出席要件	38
	(7) 決議方法	38
	(8) 決議要件	39
<b>7</b>	取締役会	40
	(1) 開催頻度	40
	(2) 決議事項	40
	(3) 招集手続	40
	(4) 定足数	40
	(5) 日時及び場所	41
	(6) 出席要件	41

(7) 決議方法	41
(8) 決議要件	41

## IV 不動産 43

1 不動産の所有等	43
2 不動産業及び建設・開発プロジェクト	45

## V 知的財産権 47

1 特許権	47
(1) 概要	47
(2) 特許権の登録と付与	48
2 著作権	48
(1) 概要	48
(2) 著作権の登録	49
(3) 著作権の存続期間	49
(4) 救済措置	49
3 商標権	49
(1) 概要	49
(2) 商標の登録	49
(3) 登録商標権の存続期間	50
(4) 侵害及び救済	50

## VI ファイナンス 51

1 資本発行	51
(1) 概要	51
(2) 株主割当	52
(3) 公募	52
(4) 私募	54
2 借入れ	54
(1) 対外商業借入れ	55

(2) 海外発行インドルピー建て社債	58
(3) スタートアップ	58
3 担保権	59

## VII M&A 60

1 株式取得	60
(1) 株式保有割合及び株主間契約	60
(2) 株式の取得方法	62
(3) 発行・譲渡価格規制	62
(4) 多数株主によるスクイーズ・アウト	62
(5) 公開買付け	63
2 組織再編	64
(1) 関連する当事者間の合意による組織再編	65
(2) 国立会社法裁定所を通じた組織再編	66
3 企業結合規制	67
(1) 企業結合	68
(2) 企業結合の事前届出	68
(3) インド競争委員会の承認	69
4 反競争的協定の禁止及び支配的地位の濫用の禁止	70
(1) 反競争的協定の禁止	70
(2) 支配的地位の濫用の禁止	71
(3) インド競争委員会及び国立会社法控訴裁定所への不服申立て	71

## VIII 人事・労務 73

1 雇用契約の形態	74
2 労使関係	74
(1) 解雇	75
(2) レイオフ	75
(3) 雇用場所の閉鎖	76
3 労働組合	76

4	セクハラ防止法	76
5	その他の労働関連法	77
6	外国人の雇用	77
	(1) ビジネスビザ (B Visa)	77
	(2) 就労ビザ (E Visa)	78
	(3) 日印社会保障協定	78

## IX 個人情報保護法制 79

1	関連法令	79
	(1) 情報技術法	79
	(2) 個人情報保護規則	79
2	デジタル個人データ保護法草案	80

## X 紛争解決 81

1	インドの裁判所・裁定所	81
2	インド国内の仲裁手続	81
3	インド国外の裁判所	82
	(1) 裁判管轄地の選択	82
	(2) 外国判決の執行	82
4	インド国外での仲裁	83
5	契約における準拠法の選択	83

## XI 為替管理 85

## XII 倒産 86

1	債権回収	86
2	2016年倒産及び破産法	86
3	コロナウイルスの流行による倒産及び破産法の改正	88

## XIII 撤退 89

1	会社の清算	89
2	商号の抹消	90
3	事務所の閉鎖	91

# NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

## 長島・大野・常松 法律事務所

長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

2023年7月現在、当事務所は、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ\*及び上海に拠点を構えています。また、東京オフィス内には、日本企業によるアジア地域への進出や業務展開を支援する「アジアプラクティスグループ（APG）」及び「中国プラクティスグループ（CPG）」が組織されています。当事務所は、国内外の拠点で執務する弁護士が緊密な連携を図り、更に現地の有力な法律事務所との提携及び協力関係も活かして、特定の国・地域に限定されない総合的なリーガルサービスを提供しています。

(\*提携事務所)

[www.noandt.com](http://www.noandt.com)

### ◆東京オフィス

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
TEL: +81-3-6889-7000 FAX: +81-3-6889-8000

### ◆アジア地域の拠点

シンガポール (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP)  
バンコク (Nagashima Ohno & Tsunematsu (Thailand) Co., Ltd.)  
ホーチミン (Nagashima Ohno & Tsunematsu HCMC Branch)  
ハノイ (Nagashima Ohno & Tsunematsu Hanoi Branch)  
ジャカルタ (IM & Partners in association with Nagashima Ohno & Tsunematsu)  
上海 (日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処)

### [連絡先]

山本 匡 tadashi\_yamamoto@noandt.com (東京オフィス)  
Rashmi Grover rashmi\_grover@noandt.com (シンガポール・オフィス)  
Shejal Verma shejal\_verma@noandt.com (東京オフィス)

本ガイドは各位のご参考のために一般的な情報を記載したものであり、法的助言を構成するものではなく、個別具体的事案に関するものではありません。個別具体的事案に係る問題については、長島・大野・常松法律事務所の弁護士にご相談ください。

別段の記述のない限り、本ガイドの内容は2023年6月現在の情報です。

2011年9月	第1版発行
2011年10月	第2版発行
2012年4月	第3版第1刷発行
2012年11月	第3版第2刷発行
2013年2月	第4版第1刷発行
2013年10月	第4版第2刷発行
2014年5月	第5版発行
2015年8月	第6版発行
2016年8月	第7版発行
2017年9月	第8版発行
2018年9月	第9版発行
2019年9月	第10版発行
2020年9月	第11版発行
2021年9月	第12版発行
2022年9月	第13版発行
2023年9月	第14版発行